○国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十四条の二第一項及び第九十四条の四第一項並びに総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第十一項及び同条第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の十の規定に基づき、指定自動車整備事業規則及び総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定自動車整備事業規則及び総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部を改正する省令

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第一条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「にそれぞれ掲げるものを、対象とする自動車が軽油を燃料とする自動車のみに限定されている」を「、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない」に改め、同条第二項中「第五十七条第一項第四号」を「第五十七条第四号」に改める。

第四条第一号中「合格している者」を「合格した者」に改め、「一年以上」の下に「（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）」を加える。

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正）

第二条　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成二十六年国土交通省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「にそれぞれ掲げるものを、対象とする自動車が軽油を燃料とする自動車のみに限定されている」を「、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない」に改め、同項第三号中「第五十七条第一項第四号」を「第五十七条第四号」に改める。

第十四条第一項第一号中「合格している者」を「合格した者」に改め、「一年以上」の下に「（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、六月以上）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中指定自動車整備事業規則第四条第一号の改正規定及び第二条中総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第十四条第一項第一号の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―八五

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項第十二号中「第四条の二第二項第一号」を「第四条の三第二項第一号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。